

## 第3号議案 2019年度事業計画

### I 2019年度 基本方針

本会が2009年度に一般社団法人となってから10年目となり、2012年4月より公益社団法人日本社会福祉士会との連合組織体となってから7年目を迎えます。もとより新公益法人制度の施行に伴い、法人格を有する者同士で本部・支部という関係をつくるのが難しくなったことや個人会員が日本社会福祉士会と都道府県社会福祉士会との両方に入会することができなくなったために連合組織体というものが考案されたのでした。結果として個人会員は都道府県社会福祉士会の会員のみで、日本社会福祉士会の会員は法人としての都道府県社会福祉士会のみとなりました。会員の皆様には先ずこの関係を抑えていただきたいと思います。そして日本社会福祉士会から各研修や会員管理機能など次から次へと県士会へ移管され、県士会の事務負担が増える一方となってきています。それらの事務負担増が会員へのメリットとして還元されるものは積極的に取り入れ、そうでないものは取捨選択していきたいと考えます。

2019年度の基本方針は、2018年度のものを引き継いで行きますが、新しい時代に向けて、ソーシャルワークの実践の中で、時代に合わせて変えていくものと変えてはならない価値を自覚しながら福祉ニーズの変化等を読み取り、時代に即応した会運営を図っていきたい所存です。地域共生社会の実現には、地域の中でソーシャルワークが求められていることから社会福祉士としての実践の場として地域へ、地域の中へ入って行ってその存在価値を発揮していただきたいと思います。それは社会福祉士である私たちにしかできないのではなく、社会福祉士であるからこそ担う価値を見出すものと信じています。すなわちコミュニティソーシャルワークという範囲を越えたり深化したりする価値を見出すことが可能となるやもしれません。また、児童虐待も変わらず痛ましい事件が続いています。私どもの子ども家庭委員会ではこどもの貧困から虐待、ヤングケアラーなどの課題を横断的に取り上げたりしていますし、ぱあとなあみえでは今年から未成年後見も受任するようになりました。このように私たちならではの方法で児童の諸課題に対しても向き合っています。

#### <2019年度 本部の重点目標>

##### 1 会員支援の充実を図ります。

(1) 本部と地区ブロック（支部）会員との顔が見える関係を構築します。

①ブロック（支部）代表・理事合同会議の開催、活動への支援を実施します。

②ブロック（支部）活動・研修等の情報が、会員に届くようにします。

③本部研修のなかから適切なものを支部活動にコラボレーションしていきます。

④一泊研修の開催をしていきます。

(2) ホームページによる会員への情報提供の精度を上げます（更新頻度）。

(3) SNS等のコミュニケーション手法の導入を図り、会員との距離を縮めます。

- (4)「部会・委員会のあり方検討プロジェクトチーム」を発足して検討します。
- (5)「事務局からのお知らせ」等当会からの郵便発信物が確実に開封していただけるように工夫をしていきます。

## 2 研修事業の見直しを進めます。

(1) 会員の資質向上と実践力強化のために研修内容の改善を図ります。

- ①新入会員等へのオリエンテーションを実施します。(6/9 予定)
- ②新基礎研修への受講を、とくに中堅～ベテラン会員に薦めます。
- ③スーパービジョンの活用を薦めます。
- ④社会福祉士会ならではの研修を企画します。
- ⑤認定社会福祉認証研修開催に向けて取り組みます。

## 3 社会福祉士養成校や他(多)職種団体・関係機関との連携を深めます。

(1) 他(多)職種団体(精神保健福祉士会、医療ソーシャルワーカー協会、日本ソーシャルワーク教育学校連盟等)との協働事業、教育現場(小・中・高)へ早期の福祉授業(福祉教育)勧奨、スクールソーシャルワーク、ヤングケアラー支援で社会福祉士の実践力を示していきます。

(2) 権利擁護にかかる弁護士会、司法書士会、リーガルサポートと当会での、特に成年後見利用促進に向けた協働行動、弁護士会との虐待防止活動を展開していきます。

(3) 福祉に関わる国や行政の施策に対するソーシャルアクションを展開していくことでも社会福祉士の社会的認知や地位向上を目指していきます。

## 4 事務局体制の充実強化。

(1) 4月から常勤の事務局長が就任し、新たな事務局体制の構築を図ります。

(2) 理事会・三役会・事務局の分掌をはかり、適切な会運営を行っていきます。

# II 事業

## 1 委託事業 <地域生活定着支援センター>

本年度においても地域生活定着支援センターの委託を県から受け、運営方針に沿って実施しますが、具体的には以下の方針で行います。

(1) 特別調整や一般調整による保護観察所からの支援依頼に積極的に応じます。

また、不起訴や執行猶予で釈放される場合でも、福祉支援が必要な場合は支援を行います。

(2) 面接や調査により当該対象者や取り巻く状況の理解を深め、同時に適切な繋がりを形成し、真に豊かな生活を追求します。

(3) 矯正施設退所後の生活が真に当該対象者のニーズに即したものとなるように、多様な福祉サービス等が展開できるように努めます。

(4) フォローアップ期間は一律に定めず、地域での支援にできるだけ移行する観点は保ちながらも、必要と思われる支援を実施します。

- (5) 他の福祉支援機関や福祉行政機関等との連携を進めて、ネットワークを広げます。
- (6) 支援を通じて行政課題を明らかにし、多方面に働きかけます。
- (7) 社会福祉士会内の司法福祉委員会に協力して、関係機関や会員に向けた啓発に努めます。
- (8) 支援力向上のために人材育成に努め安定したセンター運営を行います。
- (9) 再犯防止法による県の再犯防止推進計画の策定に協力する。

## 2 認可事業 <特定相談支援事業所>

- (1) 昨年度は22件からスタートし、最終的に36件に増えました。この間に10件の中止ないし終了がありました。(すべて成人)
- (2) 現在の36件の内訳は、成人12件と児童が24件となっています。毎月2件ほどの新規相談が入る状況です。
- (3) 成人12件のうち、定着からの継続依頼関係が3件。新規案件はありませんでした。中止等の10件のうち、定着関係は6件でした。
- (4) 児童は、桜橋2丁目を中心にした近隣の子どもたちで、この地域に児童の計画相談をする事業所が他にみられないことや、社会福祉士会の看板を信用して来られる方が多いように見受けられます。
- (5) 今後の方向性としては、NPO 法人化して社会福祉士会の外部に出すことも検討しています。

## Ⅲ 各委員会事業計画

### 1 <生涯研修センター運営委員会>

- (1) 生涯研修事業の企画・調整
- (2) 研修事業全体の調整
- (3) 支部ブロック活動の推進・研修名簿の管理
- (4) 基礎研修の企画・運営
- (5) スーパービジョン実施・実施体制の確立(三者契約)
- (6) 認証研修の企画・運営

事業名	予定日	場 所
全国生涯研修委員会議	9月	東京
東海四県生涯研修担当者会議	7月・12月	名古屋
基礎研修講師養成(10名)	未 定	京都
研修企画リーダー育成(認証研修)	未 定	東京
生涯研修精度・スーパービジョン オリエンテーション	6/9(日)、3/22 (日)	三重県社会福祉会館
研修リーダー育成	未 定	大阪

スーパービジョン運営委員会	6/8、9/21 12/14、2/11 3/22	三重県社会福祉会館
スーパービジョン (SV)	2019/7/1～ 2020/6/30	(三者契約に基づく)
基礎研修運営委員会	4/8、7/21、10/20 1/19、3/16	松阪市民活動センター ・三重県社会福祉会館
基礎研修Ⅰ	9月8日・1月12日	三重県社会福祉会館
基礎研修Ⅱ	第3日曜	三重県社会福祉会館
基礎研修Ⅲ	第4日曜	三重県社会福祉会館
認証研修(10月申請)	未定(1月～3月)	三重県社会福祉会館

## 2 <権利擁護センター ぱあとなあみえ>

### (1) 運 営

- ① 運営委員会の開催(月1回 第2土曜午前を基本とする)
- ② 小委員会の開催(家裁の依頼が多い場合 月1回 第4土曜午前を基本とする)
- ③ 日本社会福祉士会およびブロック主催会議への各担当者の派遣
- ④ 成年後見人候補者名簿登録及びぱあとなあ保険業務

### (2) 成年後見人の養成と推薦

- ① 成年後見人材育成研修の実施(8月～11月)
- ② 成年後見人名簿登録研修の実施(12月)
- ③ 家庭裁判所への受任候補者名簿の提出と推薦
- ④ 名簿登録者への現状(受任可否)確認

### (3) 成年後見人等の受任者の支援

- ① 各地区担当者および個別支援者による受任者支援
- ② ホームページ等を活用した情報共有の推進・ぱあとなあみえ広報誌の発行
- ③ 成年後見継続研修の開催(6月、2月)
- ④ 「事例検討会」の開催(6回)開催地 (6地区) [別紙参照]
- ⑤ ぱあとなあ活動報告書チェックの実施(8月報告書⇒9月、2月報告書⇒3月)
- ⑥ 家裁との連絡協議会開催(予定)
- ⑦ 三重県司法書士会リ-ガル・サポ-トセンターみえ支部主催の研修会への参加
- ⑧ 受任者支援体制の強化(相談会、個別支援、地区担当者からの支援)
- ⑨ 「成年後見実務様式集」の作成およびHP 登載

### (4) 権利擁護及び成年後見制度に関する研究、普及活動の実施

- ① 行政、地域包括支援センター等関係機関及び、三重弁護士会等関係団体との連携や協働による、成年後見制度利用促進の推進
- ② 関係機関及び関係団体への委員及び講師の派遣
- ③ 会員への研修情報の提供
- ④ 障がい者・高齢者の意思決定支援の研究

⑤ 県基金事業の受託

(申立支援研修、親族後見人支援研修、専門職後見人等の支援に関する研修)

⑥ 研修体系の研究(受任者向け研修、未受任者向け研修など)

(5) 未成年後見については子ども家庭委員会と連携する。

2019年度の日程(予定)

日 程	場 所	内 容
2019年		
4月13日(土) 10:00~12:00	社会福祉会館	運営委員会
5月11日(土) 10:00~12:00	社会福祉会館	運営委員会
5月18日(土) 13:30~	社会福祉会館	三重県社会福祉士会 講演会・総会
6月 8日(土) 10:00~12:00	社会福祉会館	運営委員会
6月22日(土) 13:30~16:30	社会福祉会館	継続研修①
7月13日(土) 10:00~12:00	伊勢市	事例検討会①
7月13日(土) 13:30~15:30	伊勢市	運営委員会
8月 3日(土) 9:00~17:00	社会福祉会館	成年後見人材育成研修(1日目)
8月10日(土) 10:00~12:00	伊賀市	事例検討会②
8月10日(土) 13:30~15:30	伊賀市	運営委員会
9月 7日(土) 9:00~17:00	社会福祉会館	成年後見人材育成研修(2日目)
9月14日(土) 10:00~12:00	社会福祉会館	運営委員会
9月14日(土) 13:00~15:00	社会福祉会館	活動報告フィック委員会
10月 5日(土) 9:00~17:00	社会福祉会館	成年後見人材育成研修(3日目)
10月12日(土) 10:00~12:00	四日市市	事例検討会③
10月12日(土) 13:30~15:30	四日市市	運営委員会
11月 2日(土) 9:00~17:00	社会福祉会館	成年後見人材育成研修(4日目)
11月 9日(土) 10:00~12:00	松阪市	事例検討会④
11月 9日(土) 13:30~15:30	松阪市	運営委員会
12月14日(土) 10:00~12:00	社会福祉会館	運営委員会
12月14日(土) 13:30~15:30	尾鷲市	事例検討会⑤
12月21日(土) 9:00~17:00	社会福祉会館	名簿登録研修
2020年		
1月11日(土) 10:00~12:00	社会福祉会館	運営委員会
2月 8日(土) 10:00~12:00	社会福祉会館	運営委員会
2月 8日(土) 13:30~16:30	社会福祉会館	継続研修②
3月14日(土) 10:00~12:00	社会福祉会館	運営委員会
3月14日(土) 13:30~15:30	社会福祉会館	活動報告フィック委員会
3月21日(土) 13:00~15:00	津地区	事例検討会⑥

※ 本部や県社会福祉士会の行事等により変更することがあります。

※ 必要に応じて、第4土曜日に小委員会を開催することがあります。

※ 基金事業については他の関係機関との調整にて随時決定次第お知らせします。

### 3 <地域包括支援センター委員会>

- (1) 県医療保健部長寿介護課からの受託事業として、権利擁護支援事業研修会を企画運営することで、県内福祉関係者に権利擁護に関する啓発を行います。
- (2) 県内市町・地域包括支援センターの虐待防止・対応に関する知識、技術の向上を目指し、職員間のネットワークの拡充を図ります。
- (3) 虐待防止のための研修を開催します。
- (4) 研修講師養成のための研修へ講師を派遣します。
- (5) 毎月定例の委員会を開催し、委員同士で情報を共有し、地域包括支援センターに関する課題等を検討します。

事業名	予定日	場 所
三重県受託事業 権利擁護支援事業研修 市町管理職・担当職員研 修	5月17日(金)	吉田山会館
専門研修(施設又は養護 者による虐待対応)	9月5、12、19日 (いずれも木曜日) (3日間)	吉田山会館
交流会	11月27日(水)	三重県津庁舎
事業所向け研修	7月23日(火)	三重県総合文化センター
高齢者虐待対応標準研修 (講師予定者研修)	2日間	東京会場
地域包括ケア研修会	2月26日(水)	三重県社会福祉会館
定例委員会	原則毎月1回開催	アスト津

### 4 <高齢者・障がい者虐待防止委員会>

高齢者・障がい者への虐待防止に取り組みます。

- (1) 高齢者・障がい者虐待防止チームへ本会会員の社会福祉士を推薦します。
- (2) 虐待防止に関する必要な知識と技術など、支援の質の向上を図ります。
- (3) 第三者委員(施設虐待防止)の活動支援を行います。

## 5 <子ども家庭委員会>

- (1) 子どもに係るすべての環境や社会に対して情報を発信し活動していきます。
- (2) 様々な関連機関や他の委員会、支部ブロックとの連携をとっていきます。
- (3) (2)に関連して未成年後見についても取り組んでいきます。
- (4) スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置・推進を求める活動やSSW研修に取り組んでいきます。

事業名	予定日	場 所	予定参加人数
児童虐待防止推進月間 (障がい者福祉委員会と共催)	11月30日 (土)	未 定	50名
座談会 ヤングケアラー	5月11日(土) 6月22日(土) 7月(未定)	アスト津3階 ミーティングルーム	10名
児童虐待防止研修	11月30日(土)		
委員会	偶数月第2土曜日 奇数月第2日曜日 午前10時～12時	松阪(予定)	5～16名
SSW研修 (松阪支部と共催予定)	1月予定	松阪(予定)	20名
未成年後見の勉強会		アスト津3階 交流スペース	5～15名

## 6 <障がい福祉委員会>

- (1) 障がい福祉の現場で社会福祉士が直面している諸課題を共有し、共に考え解決できるような取り組みを行います。
- (2) 生涯研修センターと連携し社会福祉士会の一委員会として有機的に機能するようにしていきます。

## 7 <医療福祉連携委員会>

- (1) 医療ソーシャルワーカーや介護支援専門員など、医療や介護の現場で相談職とし、働く社会福祉士の、資質向上と相互交流を目的とする研修会や交流会、事例検討会等を開催し、現場レベルでの連携に生かせるようにします。
- (2) 認定認証研修としての自殺予防ソーシャルワーク研修が開催できるように、準備、調整を進めていきます。
- (3) 福祉専門職を目指す学生が減少している実態を重く捉え、ソーシャルワーカーの社会的な地位や認識を高め、次世代にその魅力を伝え、人材を育成して行くために、医療ソーシャルワーカー、精神保健福祉士、介護支援専門員等が所属する各

職能団体と連携して研修の開催や広報活動を積極的に行っていきます。

事業名	予定日	場 所
3団体合同 ソーシャルワーカーデー 記念イベント	7月15日(月・祝)	アスト津
医療・介護の現場で働く 相談職のための交流会・事例検討会 (定例委員会を兼ねる)	6月～3月 4回程度開催	三重県社会福祉会館

## 8 <独立型社会福祉士支援委員会>

独立型社会福祉士支援委員会としての機能を高める組織体制を確立します。

- (1) 委員会及び独立型社会福祉士実践報告会を開催し、独立型社会福祉士各々の活動を支援するため、意見交換や情報交換を行い、会員相互のネットワークを深めていきます。(実践報告会・研修等は「独立型社会福祉士名簿登録更新研修」に準じた形式で開催します。)
- (2) 他県士会の独立型社会福祉士支援委員会との情報交換や交流活動を行っていきます。(他県からの講師を招いての研修を開催する。独立型社会福祉士全国実践研究集会に参加します。)

事業名	予定日	場 所
<運営委員会> 第1回委員会	6月15日(土) (※予定)	三重県社会福祉会館 3階研修室(予定)
<運営委員会> 第2回委員会	9月14日(土) (※予定)	三重県社会福祉会館 3階研修室(予定)
<運営委員会> 第3回委員会	1月11日(土) (※予定)	三重県社会福祉会館 3階研修室(予定)
<行事・研修等> 第12回独立型社会福祉士実践報告会&交流会	9月14日(土) (※予定)	三重県社会福祉会館 3階研修室(予定)
<行事・研修等> 第13回独立型社会福祉士実践報告会&交流会	1月11日(土) (※予定)	三重県社会福祉会館 3階研修室(予定)
<行事・研修等> 第16回独立型社会福祉士全国実践研修集会	12月頃	東日本(会場は未定)



## 9 <高齢者福祉委員会>

- (1) 「権利擁護推進員養成研修」の受託、企画、運営を行います。
- (2) 県からの委託研修「権利擁護推進員養成研修」の受講者に対するフォローアップを独自に行います。
- (3) SW カフェは、内容、会場等を見直し、年1回開催とします。
- (4) 定例委員会を開催します。(ただし、委員会事業がある月については可能な限り事業と同日開催とします)。

事業名	予定日	場 所
介護施設における 権利擁護推進員養成研修 (県委託研修)	10月28日(月) 11月25日(月) 1月20日(月)	三重県社会福祉会館 講堂
介護施設における 権利擁護推進員フォロー アップ研修	9~10月初旬頃予定	三重県社会福祉会館 大会議室
SW カフェ	3月	未定
定例委員会	4月~6月、8月~9月、 2月	アスト津

## 10 <災害福祉委員会>

- (1) 東海四県での災害時の相互支援体制のための連携強化を継続していきます。
- (2) 委員会で、情報交換と課題の把握を行い、今後の活動について協議を行います。
- (3) 県内の被災時に、本会会員が担っていける組織化に向けて動きを強化します。

事 業 名	予定日	場 所
東海四県災害対策担当者 連絡会・実務者連絡会	8月・12月・3月	愛知県社会福祉士会事務局
災害福祉委員会会合	隔月(年6回程)	社会福祉会館研修室等
先進機関・施設視察研修	未 定	みえ防災・減災センター等

災害時県外派遣助成事業	地震等自然災害発生時後	県外要派遣地
会員等向け研修会等	未 定	社会福祉会館講堂等
三重県災害時ネットワーク会議	3月	三重県庁

### 1 1 <司法と福祉の委員会>

- (1) 2か月に1回程度委員会を開催。原則として委員の所属や職務に関する学習会、事例検討などを話題に取り上げています。
- (2) リーガルソーシャルワークの基礎に関する会員向け研修会を企画して開催する予定です。
- (3) リーガルソーシャルワークに関心ある会員や一般の方向けの啓発について活動を模索していきます。
- (4) リーガルソーシャルワークの移管研修の開催について協働していきます。

事業名	予定日	場 所
定例委員会	隔月1回程度	三重県社会福祉会館 3階研修室
リーガルソーシャルワークの基礎に関する会員向け研修	未 定	未 定
一般向け啓発	未 定	未 定

### 1 2 <地域福祉・相談部会>

地域福祉相談部会の活動が行われていないため、その活動の在り方を含めて、協議をしていきます。

事業名	予定日	場 所
検討会	8月、12月	三重県社会福祉会館